

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>1 生活保護法に基づく保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助の給付にあたり、必要な他法他施策の適用、資産の保有状況の確認等を行い、保護の要否や程度の決定・変更等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 要保護者等からの相談・保護申請の受理 (2) 保護決定のための官公署等に対する必要資料の提供等の求め (3) 各種届出の受理・確認・審査 (4) 保護の要否判定 (5) 保護の開始・変更・停止・廃止の決定と通知 (6) 保護の実施 (7) 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する (8) 医療扶助のオンライン資格確認に伴う事務等</p> <p>2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく医療扶助のオンライン資格確認を行うにあたり、医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者の本人確認、医療券情報等の連携を行う。</p> <p>(1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記の(2)(3)(4)については、社会保険報酬支払基金に委託する。</p>
③システムの名称	生活保護システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 生活保護法による保護等に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の23の項並びに主務省令(※)第15条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>2 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例の第3条別表5の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
	<p>1 生活保護法による保護等に関する事務 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項</p> <p>別表第二の11・12・16・18・25・32・35・37・38・39・42・49・51・56・64・67・68・78・79・81・</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>89・116・120・124・138・140・142・147・151及び155の項(第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項</p> <p>別表第二の37の項(第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活に関する事務」が含まれる項)</p> <p>※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>2 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p> <p>・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第29号</p>
----------------	---

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	健康福祉部生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部生活福祉課管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部生活福祉課管理係 電話番号(直通):03-5722-9852

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	評価書名	生活保護に関する事務	生活保護に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1、生活保護法による保護等に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の15の項 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例の第3条	1、生活保護法による保護等に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の15の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例の第3条	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、生活保護法による保護等に関する事務 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の9・10・14・16・24・26・27・28・30・31・50・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116及び120の項 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の第2条	1、生活保護法による保護等に関する事務 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の9・10・14・16・24・26・27・28・30・31・50・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116及び120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の27の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の第2条	事後	
令和2年3月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年12月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和2年12月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1、生活保護法による保護等に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の15の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例の第3条	1、生活保護法による保護等に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の15の項並びに主務省令(※)第15条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例の第3条別表5の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1、生活保護法による保護等に関する事務 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の9・10・14・16・24・26・27・28・30・31・50・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116及び120の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の27の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の第2条	1、生活保護法による保護等に関する事務 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・119及び120の項(第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の26の項(第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活に関する事務」が含まれる項) ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 2、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第29号	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月23日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月23日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等(令和5年度から)	事前	
令和4年12月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③事務の概要	生活保護法に基づく保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助の給付にあたり、必要な他法他施策の適用、資産の保有状況の確認等を行い、保護の要否や程度の決定・変更等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 要保護者等からの相談・保護申請の受理 2 保護決定のための官公署等に対する必要資料の提供等の求め 3 各種届出の受理・確認・審査 4 保護の要否判定 5 保護の開始・変更・停止・廃止の決定と通知 6 保護の実施 7 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する	1 同左 以下を追加 (8)医療扶助のオンライン資格確認に伴う事務等 2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく医療扶助のオンライン資格確認を行うにあたり、医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者の本人確認、医療券情報等の連携を行う。 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記の(2)(3)(4)については、社会保険報酬支払基金に委託する	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等(令和5年度から)	生活保護システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 1 生活保護法による保護等に関する事務	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の15の項並びに主務省令(※)第15条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の23の項並びに主務省令(※)第15条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 生活保護法による保護等に関する事務 【情報提供の根拠】	・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・119及び120の項(第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項)	・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の11・12・16・18・25・32・35・37・38・39・42・49・51・56・64・67・68・78・79・81・89・116・120・124・138・140・142・147・151及び155の項(第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 生活保護法による保護等に関する事務 【情報照会の根拠】	・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の26の項(第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活に関する事務」が含まれる項)	・番号法第19条第8号並びに別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の37の項(第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活に関する事務」が含まれる項)	事前	

